

出 展 規 約

- (1) 出展希望者は定められた出展申込書に所定事項を記入の上、提出してください。
(出展申込書、ガイドブック広告申込書等、それぞれの申込書に締切日記載)
- (2) 基礎小間仕様(出展要項参照)を遵守してください。
(独自小間装飾の場合、通路よりA小間1,000mm、B小間1,000mm控えてください。)
- (3) 出品物については、下記に該当するものは出展できません。
 - 危険物、薬品、公序良俗に反するもの、健康を害すると思われるもの
 - 中古品(縫製関連機器)
 - メーカー生産品のコピー・模倣商品・類似商品等
 - 展示会委員会において不適とされた商品
- (4) 独自小間装飾の場合、小間装飾図面を必ずお送りください。
(近隣小間とのトラブル事前防止のため。)
- (5) 会期中小間にて小物類の販売可。
- (6) 全出展者はガイドブックへ掲載してください。
- (7) 小間割決定(12月中旬～下旬)通知と同時に出品料、ガイドブック掲載料、広告料等の請求をさせていただきますので、令和8年1月23日(金)迄にお支払いください。
- (8) 搬出入にあたっては主催者の指示に従ってください。
- (9) 会期中の無料駐車スペースの利用については主催者発行の駐車許可証が必要です。
駐車許可証の不正使用(カラーコピー等)は一切認めません。
- (10) 主催者は天災、火災による被害並びに出品物の損傷、紛失、盗難等の事故についてはその責任を負いません。出品物の管理は出展者の責任において行ってください。
(損害保険等は各社でお考えください。)
- (11) 出展者は展示会場に適用される全ての防災安全法規を守ってください。
- (12) 出展者・そのスタッフが他の出展者および来場者に損害を与えた場合は、賠償責任を負い適切な処置を施してください。
- (13) 出展者が展示会場の建物並びに設備に対して損傷を与えた場合は、現状修復の責務を負っていただきます。
- (14) 出展者が展示会の主旨に反したとき、または主催者の判断により運営上不適切と認めたとき、主催者は出展者に対して出展の取り消し要請ができるものとします。
- (15) 出展申込後、出展者の自己都合で出展を取りやめる場合は次の取消料を申し受けます。
開催日前日より起算して30日以内……100%
// 90日以内……50%
- (16) 本規約によらない事情については、委員会にて定める。